

消費生活センターのご案内

現在、毛呂山町・越生町・鳩山町の3町で、消費生活センターを共同設置しています。これにより、3町在住、在勤者は3町の消費生活センターを利用できます。悪徳商法、多重債務、架空請求などの消費者トラブルは、消費生活センターへご相談ください。

町名	相談日	受付時間	電話番号
越生町	水曜日 金曜日	午前10時～正午	292-3121
毛呂山町	月曜日 火曜日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	295-2112
鳩山町	木曜日	午前10時～正午 午後1時～午後3時	296-5895

☎産業観光課 観光商工担当

☎内線147

農地パトロールを実施します

越生町農業委員会では、農地パトロール月間として、8月～9月に農地利用状況調査を実施します。この調査は、平成21年12月に施行された改正農地法に基づいて行うもので、調査にあたっては、農業委員や農地利用最適化推進委員が農地等に立ち入ることもありますので、農業者皆様のご理解とご協力をお願いします。

※農地の適正な管理をお願いします

農地法第2条の2で、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と農地について権利を有する者の責務が規定されています。

遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、近隣の住民や農地へ悪影響をおよぼしますので、除草(草刈)、病害虫の駆除等、適正な管理をお願いします。

☎越生町農業委員会

☎内線141

同時開催します

渋沢栄一肖像のコンテ画の展示 渋沢平九郎展・太田道灌像展

渋沢栄一は、近代日本経済の父と言われるほどの偉人で、令和6年度に発行される新1万円札には、肖像画が描かれます。渋沢平九郎は、渋沢栄一の義弟・養子で、飯能戦争で新政府軍に敗れ、越生町黒山で短い生涯を終えました。自刃した岩の所には、澁澤平九郎自決之地の碑が建てられ、近くの全洞院には、平九郎の墓があります。渋沢栄一は、明治32年と45年の2回、法要のために自決之地と全洞院を訪れています。

開催期間 8月10日(木)～9月10日(日)

展示時間 午前8時30分～午後5時

展示場所 越生駅西口総合案内所ギャラリー

展示内容

- ・渋沢栄一肖像のコンテ画(深谷市所蔵)
- ・渋沢栄一が法要のために訪れたときの写真など
- ・渋沢平九郎の写真と解説パネル
- ・渋沢平九郎の等身大パネル
- ・全国各地の太田道灌像の展示パネルなど

その他 入場無料



▲渋沢栄一肖像のコンテ画

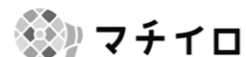
太田道灌ドラマ化署名活動強調月間

この期間を太田道灌のNHK大河ドラマ化の実現に向けての署名活動強調月間とします。みなさまのご協力をお願いします。

☎(一社)越生町観光協会

☎292-1451

越生町の広報紙をスマホアプリで



行政情報アプリ「マチイロ」で広報おごせの配信を始めました。越生町からのお知らせをアプリを通じてスマートフォンやタブレットにてお届けします。ぜひご利用ください。

☎総務課 地域支援・防災安全担当

☎内線217



アライグマ捕獲従事者 養成研修会を開催します

アライグマによる生活環境被害、農作物被害の防止を図るため、埼玉県主催の研修会を開催します(受講料無料)。この研修を受講することにより法律で定めた捕獲許可や狩猟免許(わな猟)がなくても、アライグマに限り捕獲することができます。

日時 第1回 9月15日(金)

午後1時30分～4時

第2回 10月13日(金)

午後1時30分～4時

※どちらか1つを選択

場所 埼玉県東松山市民文化センター

1階大会議室(東松山市六軒町5-2)

内容 ・アライグマ対策について

・アライグマの総合的防除対策について

対象 埼玉県内の市町村において、アライグマ捕獲の従事者となる者

(埼玉県内在住で受講日当日において18歳以上の者)

定員 各回80名(※参加者が定員を超えた場合には調整有)

申込方法 ☎に電話若しくは産業観光課窓口にて申込み

申込期限 第1回 8月9日(水)

第2回 9月7日(木)

※町主催のアライグマ捕獲従事者養成研修会につきましては、令和6年1月頃を予定しています。詳細が決まり次第、ホームページ、広報でお知らせします。

☎産業観光課 農林担当

☎内線144



私有地の適正な管理について

所有者のみなさんへ

○雑草は、5月に入ると成長が始まり、梅雨の時期には、その勢いが加速し、10月頃まで成長を続けます。このため年1回の除草では十分ではありません。

雑草の種類や成長に応じて、年2回以上の除草をお願いします。

○空き地と離れてお住まいであるなど、ご自身で除草ができない場合は、専門の業者などに除草を委託してください。

○草陰にごみが投棄されます。

これを放置すると、次々にごみが投棄され大量のごみが集積してしまいます。

不法投棄されたごみは、その所有者が管理責任として処分しなければなりません。

このため空き地の定期的な見回り、不法投棄防止柵の設置など適正な管理を心がけてください。

道路上からはみ出している樹木等の管理について

○私有地から道路上に樹木や草がはみ出していると、歩行者の通行に支障をきたすほか、見通しが悪くなり、交通事故を引き起こしてしまう恐れがあります。

私有地から、はみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、はみ出している枝などで事故や怪我をされた場合は、その土地所有者に損害責任が発生する場合があります。(民法第717条・道路法第43条)安全かつ安心して道路を利用できるよう、枝打ちや伐採など適正な管理をお願いいたします。

☎まちづくり整備課

環境管理担当 ☎内線157

道路河川整備担当 ☎内線154

